

ご遺骨の場所を移動・墓じまいする場合は改葬手続きが必要です

改葬は墓地埋葬法に定められた法律行為です。

ご遺骨を動かす前に市区町村から許可を受けてください。

改葬許可申請の手順と改葬までのおおまかな流れ

- 準備
- 1 申請書及び関係書類を市役所の窓口またはホームページから入手します。
 - 2 申請書及び関係書類に必要事項を記入します(必要書類は次ページを参照ください)。
 - 3 現在、ご遺骨を納めている墓地等の管理者へ「埋蔵・収蔵証明書」の作成を依頼し、管理者が作成した証明を受取ります。
 - 4 改葬先の墓地等の管理者へ「受入証明書」の作成を依頼し、管理者が作成した証明を受取ります(永代使用許可証、墓地使用権利証の写しでも可)。
 - 5 その他承諾書などが必要な場合には、これらの書類も用意します。なお、ご不明な点は長野市役所市民窓口課(026-224-7938)にお問い合わせください。
- 申請
- 6 申請書及び必要書類を添えて、市役所に郵送または電子申請で許可の申請をします。
 - 7 市役所から改葬許可証を交付します(申請から交付まで数日を要します)。
- 実行
- 8 現在の墓地等の管理者に改葬許可証を提示し、ご遺骨を取り出します(改葬許可証は返してもらってください)。
 - 9 改葬先の墓地等の管理者に改葬許可証を提出し、納骨します。

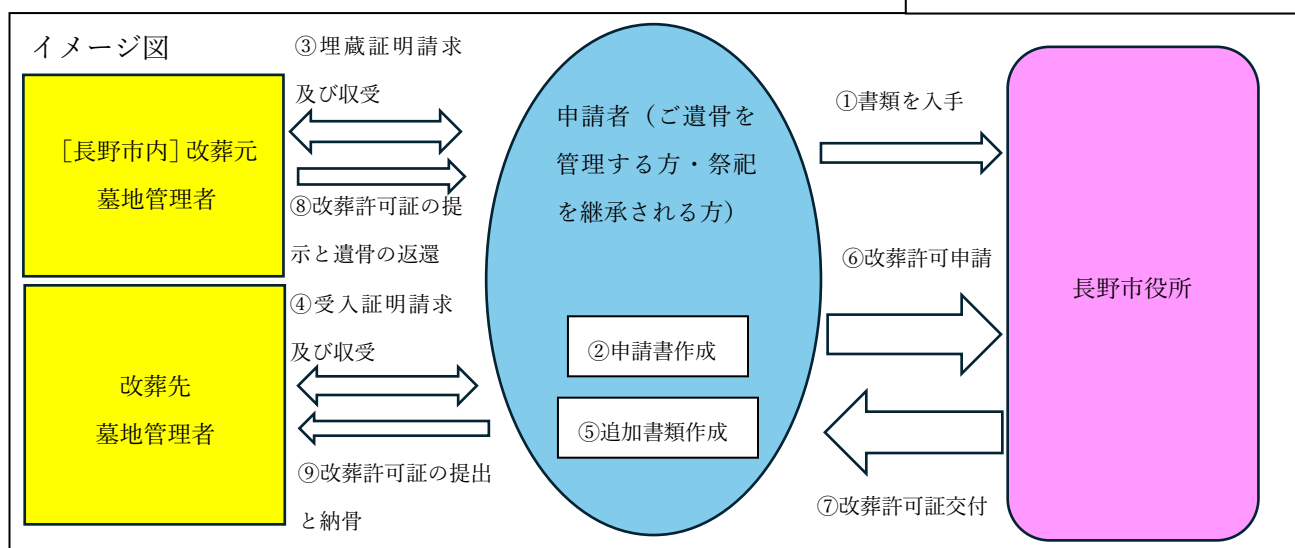
※改葬手続きを行う際は、事前にご家族や菩提寺等とよくご相談いただくことを推奨しています。



☆書式のダウンロードをしたい方は長野市役所のホームページをご覧ください。

オンライン申請を希望される方はこちら

(オンライン申請はマイナンバーカードが必要となります。)



改葬許可申請書類のご案内

- 申請できる人 ご遺骨を管理する方(祭祀を継承していく方)
※代理申請可(ただし、オンライン申請は本人だけが申請できます。)

●必要な書類

◎必ず必要になるもの

- ☐ 改葬許可申請書
- ☐ 埋蔵・収蔵証明書
 - ・現在の墓地等から、埋蔵または収蔵していることの証明を受けてください。
 - ・証明書は、故人様お一人に付き 1 通ずつ必要(「焼骨等一覧」を添付いただくことで、1 通にまとめることも可)です。
 - ・墓地や納骨堂等の所定の書式でも結構です。
- ☐ 受入証明書
 - ・改葬先の墓地等から納骨の受け入れについての証明を受けてください。
 - ・証明書は、故人様お一人に付き 1 通ずつ必要(「焼骨等一覧」を添付いただくことで、1 通にまとめることも可)です。
 - ・墓地等の所定の書式や永代使用許可証、墓地使用権利証など受け入れが可能であることがわかるものでも結構です。
- ☐ 本人確認書類 (代理申請の場合は代理人の本人確認書類)

◎状況によって必要になるもの

◆現在の墓地等の使用者と申請者が異なる場合

- ☐ 承諾書
 - ・現在の墓地等の使用者と申請者が異なる場合は、墓地使用者からの承諾が必要です。
 - ・承諾書は、故人様お一人に付き 1 通ずつ必要(「焼骨等一覧」を添付いただくことで、1 通にまとめることも可)です。

◆ご遺骨(故人様)が複数柱ある場合で、申請書等を 1 通にまとめたい場合

- ☐ 焼骨等一覧
 - ・「改葬許可申請書」「埋蔵・収蔵証明書」「受入証明書」「承諾書」については、故人様お一人ごとに 1 通必要になりますが、「焼骨等一覧」を添付いただくことで、それぞれ 1 通ずつにまとめることが可能です。

◆「埋蔵・収蔵証明書」が、ご本人または親族による証明となる場合

・現在の墓地等を申請者本人が管理されており、かつ菩提寺もないなどの理由で、「埋蔵・収蔵証明書」の証明を申請者ご本人または、ご親族の方による証明となる場合は、「埋蔵・収蔵証明書」のほかに以下の書類もご提出ください。

- ☐ 申述書(オンライン申請の場合は不要)
- ☐ 墓地等の所在地がわかるもの(位置図)
- ☐ 墓地等の写真

◆代理申請の場合

- ☐ 委任状

◆改葬許可証の郵送での受取を希望される場合

- ☐ 送付用の封筒と切手(郵送料相当額の切手を貼付してください。レターパックも可)

書類の送付先:〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市役所市民窓口課戸籍担当

●手数料 無料

- ・改葬の流れ、必要書類については長野市内に埋蔵されている場合です。他市区町村に埋蔵されている場合は、それぞれの自治体にお尋ねください。
- ・書類の記入例は長野市ホームページからもご覧いただけます。
- ・提出前に記入漏れや間違いがないかもう一度確認をお願いします。

Q1.申請してすぐに改葬許可証を発行してもらえますか？

A1.窓口申請、オンライン申請、郵送申請いずれにおいても発行までに 1 週間ほど要します。また、不備等がある等状況によっては 1 か月ほどかかることがありますので、日数に余裕を持って申請してください。

Q2.故人(死亡者)の情報(本籍・住所・死亡年月日など)がわかりません。

A2.「不明」または「不詳」と記入してください。

Q3.自宅に保管していた遺骨をお墓に納めることになりましたが、改葬許可証は必要ですか。

A3.改葬許可証は必要ありませんが、火葬をしたときに火葬場から返却された火葬許可証が必要です。

Q4.分骨をしたいのですが、改葬許可が必要ですか。

A4.分骨では、市区町村ではなく、墓地や火葬場からの証明が必要になります。すでにご遺骨が埋葬されている場合は、現在埋葬されている墓地等から、火葬執行直後であれば斎場に分骨の証明書を請求してください。

Q5.散骨するには、改葬許可またはその他の許可が必要ですか。

A5.散骨には法令上、許可等の規定はありませんので、改葬許可についても必要ありません。ただし、厚生労働省が公表した「散骨に関するガイドライン(散骨事業者向け)」に沿って、散骨する場所や自然環境への配慮等が必要となりますので、ご注意ください。また、自治体によっては、条例等で散骨の制限をしている場合もありますので、散骨する市区町村へも事前にご確認ください。なお、長野市では散骨についての条例上の規定はありません。

散骨に関するガイドラインはこちら



Q6.改葬先が決まっていますが、事前に改葬許可の申請ができますか。

A6.できません。改葬先を決めてから申請してください。

Q7.土葬している遺体を改葬することができますか。

A7.基本的には可能ですが、改葬先によって土葬ができない場合があります。その場合は事前に火葬が必要となりますので、事前に改葬先へご確認ください。火葬する場合で長野市の斎場を利用される場合は、改葬許可証を提示いただくことで火葬いただけます。長野市以外の火葬場を利用いただく場合は、それぞれの火葬場へお問い合わせください。

また、土葬・火葬いずれの場合においても、事前に洗骨が必要となる場合が多いので、土葬の場合は改葬先、火葬の場合は火葬場に事前にご確認ください。

Q8.現在埋葬されている墓地が長野市以外です。長野市に改葬許可申請することができますか？

A8.できません。現在埋葬されている墓地等のある市区町村にお問い合わせください。

その他、以下のような場合には行政手続きが必要となります。

◎自宅敷地内や裏山などにあるお墓を処分したとき。

個人墓地を廃止するためにはご遺骨の改葬許可と墓地の廃止許可が必要です。

墓地の廃止許可とは、個人墓地の敷地内におけるすべての区画で埋蔵しているご遺骨の改葬を実施し、墓石等を撤去して墓地としての土地使用を廃止することです。

墓地の中にある一部の区画もしくは全部を廃止する場合や、墓地を縮小する場合などの手続きについては長野市保健所食品生活衛生課(電話番号:026-226-9970)までご相談してください。

◎長年放置され、所有者不明の墓地を整理したいとき。

墓地、埋葬等に関する法律では、埋葬等をした遺骨を別の場所へ移す場合、事前に市区町村長の許可(改葬許可)が必要と定め、その手続きは墓地使用者が行うものとしています。しかしながら、無縁化した墳墓では墓地使用者が特定できず、改葬許可が受けられません。

そこで、墓地、埋葬等に関する法律では「無縁墳墓の改葬手続き」について規定を設けて、墓地管理者が手続きすることで改葬行為ができるようにしています。

無縁墳墓の改葬手続きは事前調査を含め概ね1年かけてお手続を行うことになり、費用もかかりますので、手続きをお考えの方は長野市役所市民窓口課(026-224-7938)までご相談ください。

改葬許可は、埋蔵・埋葬される遺骨等の移動に対する許可であり、墓石の処分や墓地の使用権の抹消を許可するものではありません。墓石には所有権、墓地には契約に基づく使用権があり、これらの処分は家庭裁判所等の手続きを要する場合がありますので、ご注意願います。

メモ欄